

Title	外交用語の縛れ
Sub Title	
Author	間崎, 万里(Masaki, Masato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.15, No.2 (1936. 7) ,p.162(330)- 162(330)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白錄
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360700-0162

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

外交用語の縛れ

外國語の意味や慣用については十分に精通し、さうでなくとも平素注意を拂つてゐるべきはずの外交官の間に於てすら、時に重大な誤譯や誤用をして問題を惹き起したことが度々ある。例の『人民の名に於て』や、"grave consequence" の如きは餘りにも人口に膾炙してゐるのであるが、今度國際聯盟の當事者が又一つの誤を犯したのであつた。

昨年三月十六日ドイツが所謂『爆彈宣言』を發して一方的にヴエルサイユ條約の軍事條項廢棄に着手してから未だ一年を出でないのに、本年三月七日、又もや第二の『爆彈宣言』は發せられ、ロカルノ相互保障條約は破棄の運命に迫り、マインツ、コブレンツ、ケルン、フランクフルト等ライン非武装地帶内の主要都市に獨軍の駐屯を見るに至つて、歐洲の外交界は再び色めき立つたのである。

かくてフランス政府の提訴に基づき國際聯盟がドイツに理事會出席の招請を求めるに對し三月十五日附同政府の回答文の後半に、「關係各國政府がドイツ政府の諸提案につき『直に』交渉に入る用意ある旨保障される場合に於てのみドイツ政府は理事會の議事に參加出來よう」と記されてゐた。

この中の一語 Alsbald を普通の慣用に従つて "forthwith" と譯したことから事件は幾分重大性を帯びるに至つたのである。これはイギリス官憲の常に好意を持たぬ言葉だつたからである。そこでロンドン駐劄のドイツ大使館員はヒットラーの命により十六日イギリス外務省を訪問して、聯盟事務當局の重大なる誤譯を指摘し、之は "in due course" (相當の期間内に) を意味することを説明した。かくてこの語はイギリス官憲の好みの句となり、情勢は著しく緩和するに至つたのである(ロンドンタイムス週刊三月二十六日號)。

然らばどうしてこんな誤譯を犯すに至つたかといふに、之はある如く、北ドイツと南ドイツで語義を異にするためで、通常ドイツ語辭典には Alsbald は Sofort 又は Sogleich の譯語が附せられ、『即時』或に『直に』と解されてゐるが、之は北ドイツの慣用に従つたものであつて、南ドイツに於ては『出來得る限り速かに』又は『適當の期間内に』といふ意味に解されてゐる。ドイツ政府の右回答文はヒットラー、外相ノイラー、法律顧問フリートリヒ・ガウス三氏合議の上起草したもので、三氏何れも南ドイツ出身なので Alsbald を後者の意味に用ゐたことから右の誤譯を生じたものである。今更ながらこゝにも外國語研究の一層重要なことが暗示される。(間崎万里)